

## やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、やまがた省エネ健康住宅に係る設計又は施工に関する一定の知識や実績を有する設計者及び施工者（以下、事業者という）を登録及び公表するとともに、県と事業者が連携した広報を行うことにより、やまがた省エネ健康住宅の県民への普及促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) やまがた省エネ健康住宅 「やまがた省エネ健康住宅の普及促進に関する要綱」第12条第1項の規定による「やまがた省エネ健康住宅認定証」の交付を受けた住宅をいう。
- (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (3) 建築士事務所 建築士法第23条の3第1項に規定する知事の登録を受けている建築士事務所をいう。

### (登録要件)

第3条 登録の対象となる事業者は、下表の登録区分に応じた登録要件をすべて満たすものとする。

登録区分	登録要件
設計者	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 山形県知事の登録を受けている建築士事務所であること。</li><li>(2) やまがた省エネ健康住宅を設計した実績が1件以上あること。</li><li>(3) 国土交通省が各県の事務局に委託して実施している「住宅省エネルギー技術講習会」を修了した建築士又は山形県が実施している「省エネ住宅研修会（令和4年度）」を受講した建築士が所属していること。</li></ul>
施工者	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人であること。</li><li>(2) やまがた省エネ健康住宅を施工した実績が1件以上あること。</li></ul>

### (登録申請)

第4条 登録を受けようとする事業者は、やまがた省エネ健康住宅事業者登録申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

### (登録及び公表)

第5条 知事は、前条の規定による申請について登録区分に応じた登録要件を備えていると認めたときは、登録事業者名簿に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 事業者の登録区分
- (2) 事業者の名称、代表者の氏名、所在地、電話番号、ホームページアドレス

(県の役割)

第6条 知事は、前条の規定による登録を受けた事業者（以下、登録事業者という）と連携した広報を実施し、登録事業者の取組みが県民に周知されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 登録事業者は、県が行う普及の取組みに対し協力し、やまがた省エネ健康住宅の普及に努めるものとする。

(変更の届出)

第8条 登録事業者は、第5条第1項第2号に掲げる事項に変更があったときは、やまがた省エネ健康住宅事業者登録事項変更届（様式第2号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに登録事業者名簿及び公表の内容を修正するものとする。

(登録の辞退)

第9条 登録事業者は、第3条の登録要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、やまがた省エネ健康住宅事業者登録辞退届（様式第3号）により、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出を受理したときは、当該登録を抹消し、事業者公表を取りやめるものとする。

(登録の抹消)

第10条 知事は、前条の届出に関わらず、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を抹消し、事業者公表を取りやめるものとする。

- (1) 第3条に掲げる要件を備えなくなったとき。
- (2) 不正な手段により登録を受けていたとき。
- (3) その他、知事が必要と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該抹消に係る登録事業者に対してその旨を通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。